（法第八十六条第一項第一号に規定する法務省令で定める期間）

第四十四条　法第八十六条第一項第一号に規定する法務省令で定める期間は、二週間とする。

［２・３　略］

（法第八十六条第一項第二号に規定する法務省令で定める期間）

第四十五条　法第八十六条第一項第二号に規定する法務省令で定める期間は、二週間とする。

２　刑事施設の長は、前項の規定にかかわらず、受刑者が刑事施設に収容されていた期間その他の事情を考慮して必要があると認めるときは、法第八十六条第一項第二号に定める指導を行う期間を延長し、又は短縮することができる。

（矯正処遇等を行う日）

第四十六条　法第八十六条第一項、第百三条若しくは第百四条の規定による指導（以下「矯正指導」という。）又は作業（連日作業（炊事、食事の配給又は畜産に関する作業その他その性質上連日行うことが必要な作業をいう。第三項及び第九十六条第三項において同じ。）を除く。次項並びに第九十六条第一項及び第二項において同じ。）を行う日は、次に掲げる日以外の日を定めるものとする。

一　第十九条第二項各号に掲げる日

二　［略］

［項を削る。］

２　前項の規定にかかわらず、矯正指導を行う場所の確保、製造作業に係る製品の納期限その他の事情から必要があるときは、同項第一号に掲げる日を矯正指導又は作業を行う日と定めることができる。この場合において、その日に六時間以上作業を行うときは、その作業を行う受刑者には、できる限り、その日から一月以内の同項各号に掲げる日以外の日を作業を行わない日と定めるものとする。

３　連日作業を行う受刑者については、第一項各号に掲げる日の日数及び一日の作業時間を考慮し、作業を行う日を定めるものとする。

（居室の指定等）

第四十九条　［略］

２　［略］

３　第一種又は第二種の制限区分に指定されている受刑者については、矯正処遇等は、主として居室棟外の適当な場所で行うものとし、処遇上適当と認めるときは法第八十八条の規定により刑事施設の外の適当な場所で行うことができるものとする。

４　［略］

５　前二項の規定にかかわらず、心身の状況その他の事情を考慮し、居室棟外において矯正処遇等を行うことが困難であると認める受刑者については、矯正処遇等は、主として居室棟内で行うことができるものとする。

６・７　［略］

（開放的施設における処遇）

第五十条　法第八十九条第二項の規定による開放的施設での処遇は、第一種の制限区分に指定されている受刑者について行うことができるものとする。

（法第八十五条第一項第一号に規定する法務省令で定める期間）

第四十四条　法第八十五条第一項第一号に規定する法務省令で定める期間は、二週間とする。

［２・３　同上］

（法第八十五条第一項第二号に規定する法務省令で定める期間）

第四十五条　法第八十五条第一項第二号に規定する法務省令で定める期間は、二週間とする。

２　刑事施設の長は、前項の規定にかかわらず、受刑者が刑事施設に収容されていた期間その他の事情を考慮して必要があると認めるときは、法第八十五条第一項第二号に定める指導を行う期間を延長し、又は短縮することができる。

（矯正処遇等を行う日）

第四十六条　法第八十五条第一項、第百三条又は第百四条の規定による指導（以下「矯正指導」という。）を行う日は、次に掲げる日以外の日を定めるものとする。

一　第十九条第二項第一号から第三号までに掲げる日

二　［同上］

２　作業（連日作業を除く。次項において同じ。）を行わない日は、前項各号及び第十九条第二項第四号に掲げる日とする。

３　前二項の規定にかかわらず、矯正指導を行う場所の確保、製造作業に係る製品の納期限その他の事情から必要があるときは、第一項第一号及び第十九条第二項第四号に掲げる日を矯正指導又は作業を行う日と定めることができる。この場合において、その日に六時間以上作業を行うときは、その作業を行う受刑者には、できる限り、その日から一月以内の前項に規定する日以外の日を作業を行わない日と定めるものとする。

４　連日作業を行う受刑者については、第二項に規定する日の日数及び一日の作業時間を考慮し、作業を行わない日を定めるものとする。

（居室の指定等）

第四十九条　［同上］

２　［同上］

３　第一種又は第二種の制限区分に指定されている受刑者については、矯正処遇等は、主として居室棟外の適当な場所で行うものとし、処遇上適当と認めるときは法第八十七条の規定により刑事施設の外の適当な場所で行うことができるものとする。

４　［同上］

［項を加える。］

５・６　［同上］

（開放的施設における処遇）

第五十条　法第八十八条第二項の規定による開放的施設での処遇は、第一種の制限区分に指定されている受刑者について行うことができるものとする。